

立川市職員公務災害等見舞金支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

立川市非常勤職員公務災害補償条例（令和元年立川市議案第 132 号）の提出による。

立川市職員公務災害等見舞金支給条例の一部を改正する条例

立川市職員公務災害等見舞金支給条例（平成元年立川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(職員) 第2条 この条例で「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。 (1) ……略…… (2) 立川市非常勤職員公務災害補償条例（<u>令和元年立川市条例第</u> <u>号</u>。以下「補償条例」という。）第2条に規定する者 (3) ……略…… (通勤災害死亡見舞金) 第5条 通勤災害死亡見舞金は、職員が補償条例<u>第3条第1項</u>に規定する通勤（以下「通勤」という。）により死亡した場合に当該職員の遺族に支給する。 2 ……略……	(職員) 第2条 この条例で「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。 (1) ……略…… (2) 立川市非常勤職員公務災害補償条例（<u>昭和42年立川市条例第49</u> <u>号</u>。以下「補償条例」という。）第2条に規定する者 (3) ……略…… (通勤災害死亡見舞金) 第5条 通勤災害死亡見舞金は、職員が補償条例第2条の2第1項に規定する通勤（以下「通勤」という。）により死亡した場合に当該職員の遺族に支給する。 2 ……略……

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。